

地方財政

財務省

2021年4月21日

1．地方財政対策等の概要

2．地方における歳出改革に向けた取組

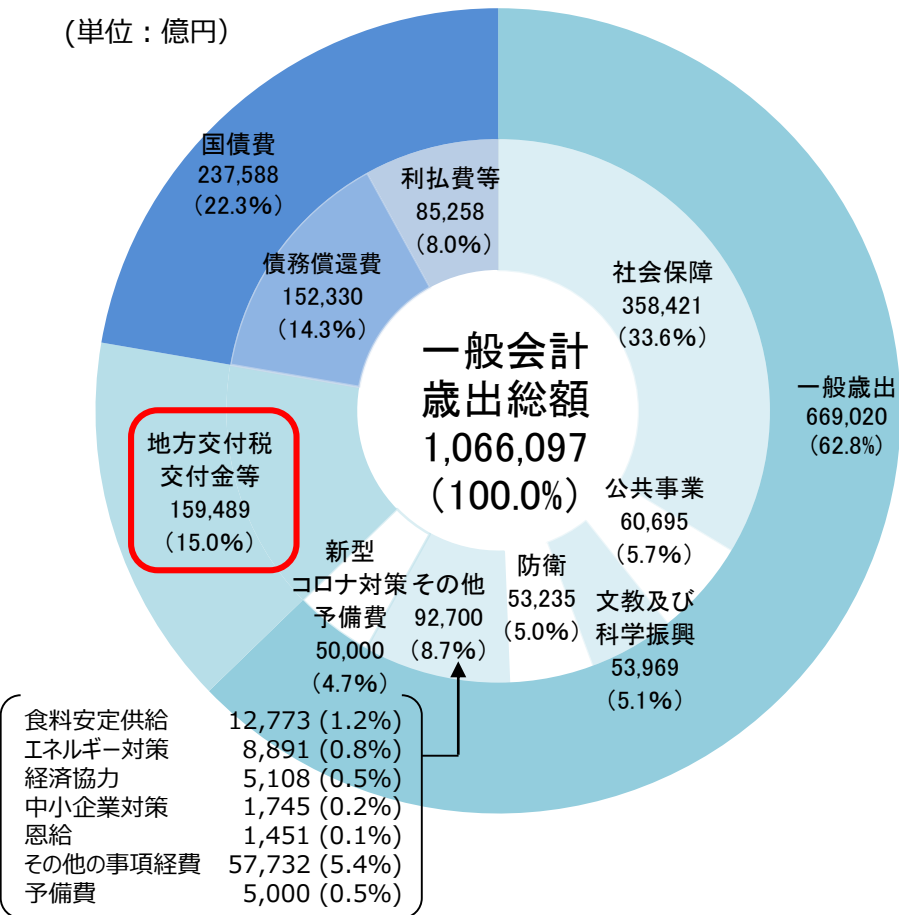
3．行政の効率化①（スマート自治体）

4．行政の効率化②

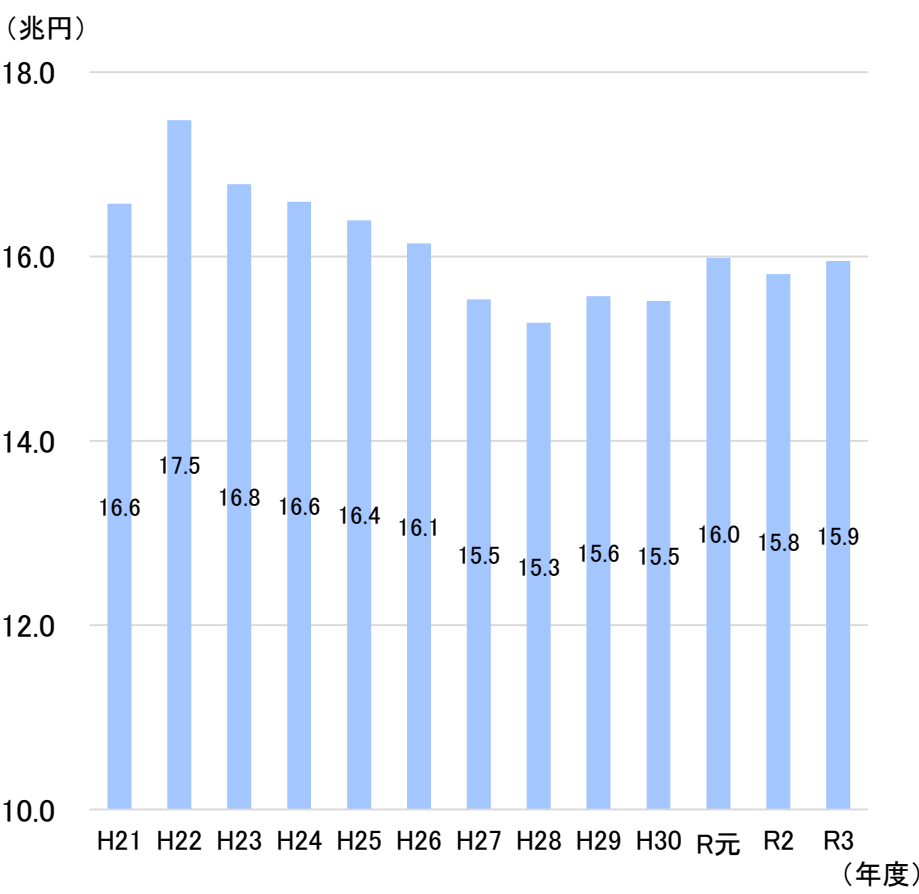
令和 3 年度予算における地方交付税交付金等

○ 地方交付税交付金等（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）の中で 2 番目に大きい15.9兆円となっている。（近年ではおおむね16兆円前後で推移。）

＜令和 3 年度 一般会計歳出の構成＞



＜地方交付税交付金等（一般会計ベース）の推移＞



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

地方交付税総額（マクロ）の算定と「地方一般財源総額実質同水準」ルール

- 地方交付税総額の算定においては、地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分（国）を充当。法定率分等で不足する財源（折半対象財源不足）については、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により国と地方の折半で負担する仕組み。令和3年度は平成30年度以来3年ぶりに折半対象財源不足が発生。
- 「地方一般財源総額実質同水準ルール」とは、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、一般財源の総額（注）について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」もの。
（注）一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。
- 「新経済・財政再生計画」においては、同ルールを令和3（2021）年度まで維持する旨が規定されている。

◆ 令和3年度地方財政計画（単位：兆円）

【歳出：89.6】

【歳入：89.6】

歳出歳入ギャップ分

給与関係経費：20.2	地方交付税：17.4	地方交付税法定率分等：13.9	※ 法定率： 所得税 33.1% 法人税 33.1% 酒 税 50% 消費税 19.5% 【国負担】 特例国債の追加発行により財源確保 【国・地方折半】 特例加算：1.7 臨時債：1.7 【地方負担】 臨時財政対策債（折半対象）の発行により確保	一般財源 ※2 (62.0)
	臨時財政対策債：1.7 （折半対象財源不足分）	特会財源：1.8		
	地方特例交付金等：0.4	折半対象財源不足：3.4		
	地方税・地方譲与税：39.9	地方交付税交付金（入口）：15.6兆円		
一般行政経費：40.9 うち、補助分：22.9 うち、単独分：14.8 うち、まち・ひと・しごと創生事業費：1.0 うち、地域社会再生事業費：0.4 うち、地域デジタル社会推進費：0.2	臨時財政対策債：3.8 （折半対象臨時債を除く）	地方交付税交付金（出口）：17.4兆円		
投資的経費：11.9	国庫支出金：14.8			
公債費：11.6	地方債：5.8 （臨時財政対策債を除く）			
水準超経費：1.2	その他：5.9			
その他：3.9				

新経済・財政再生計画における記述

「骨太2018」(平成30年6月15日閣議決定)

- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※ 特定財源

- ・「国庫支出金」は、一般行政経費（補助）及び投資的経費（補助）の財源。
- ・「地方債（臨時財政対策債を除く）」は、建設事業費や災害救助・復旧事業費等の適債事業の財源。
- ・「その他」は使用料及び手数料、雑収入。

特定財源
(26.4)

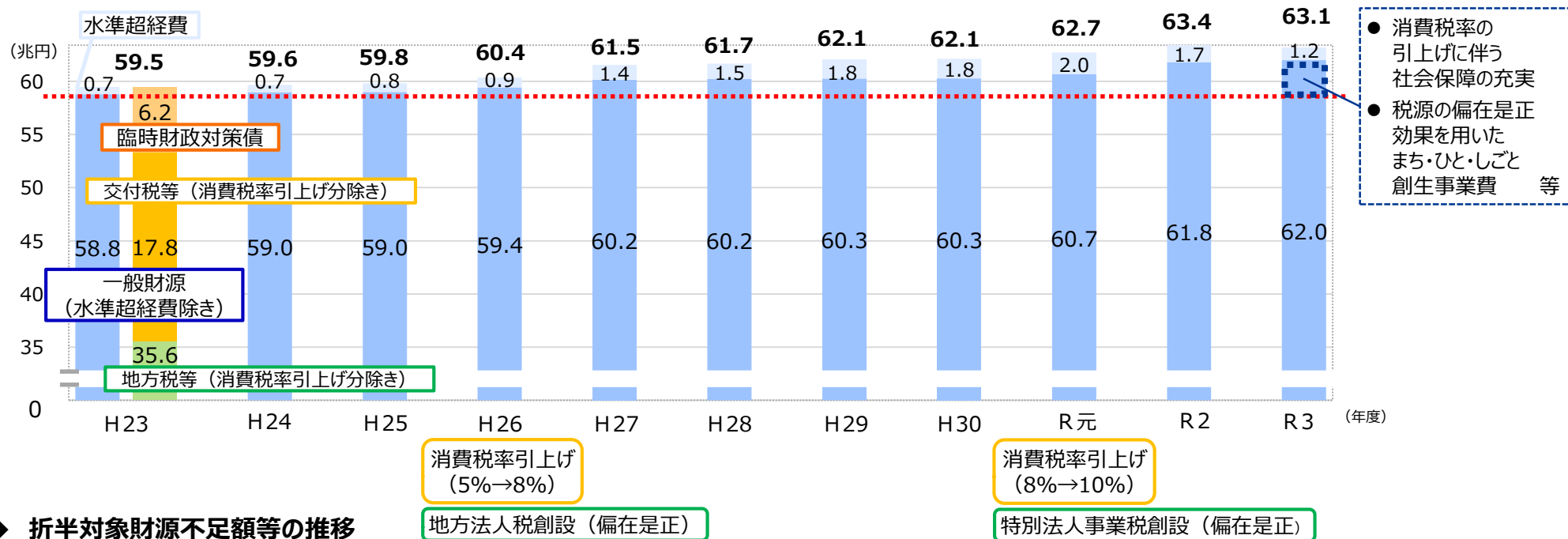
※1 令和2年度徴収猶予の特例分（0.2兆円）を除いている。

※2 水準超経費を除いている。

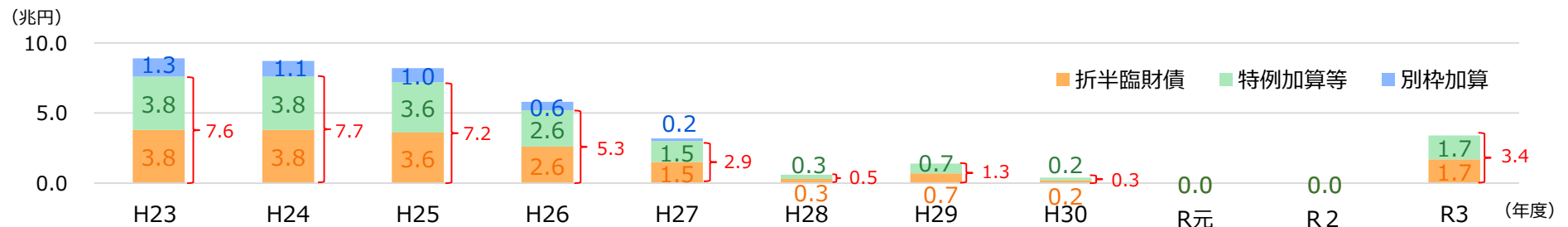
地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

- 「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、同水準で維持されている。
- 令和3年度においては、折半対象財源不足が平成30年度以来3年ぶりに生じることとなった。今後は、折半対象財源不足の縮減・解消に向けて、国と地方が足並みを揃えて経済再生と歳出改革に取り組んでいく必要。

◆ 地方一般財源総額の推移



◆ 折半対象財源不足額等の推移



新型コロナウイルス感染拡大の防止と併せて雇用と事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設）。

1. 補正予算計上額

1.5 兆円（うち 地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円）

2. 所管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

（1）交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

（2）交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。

即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付※。

（3）交付限度額：① 感染症対応分（0.5兆円）

（地方単独事業分） 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 地域経済対応分（0.5兆円）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

※協力要請推進枠の地方負担分が一定額を上回る地方公共団体については、「即時対応分」を活用して追加的に支援。

4. 使途（即時対応分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ・ ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

1． 地方財政対策等の概要

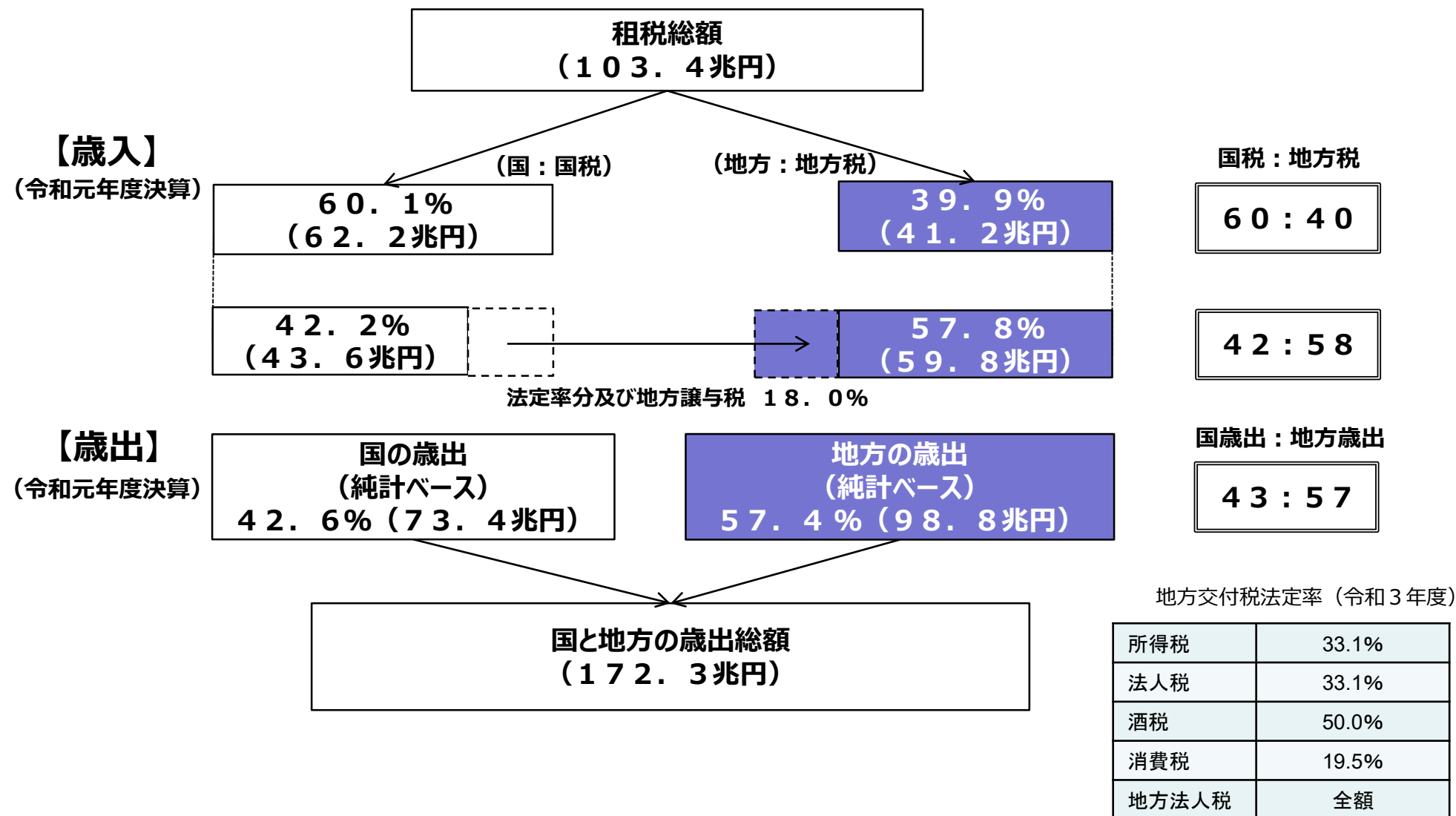
2． 地方における歳出改革に向けた取組

3． 行政の効率化①（スマート自治体）

4． 行政の効率化②

国と地方の税財源配分と歳出割合

- 地方交付税等の財政移転により、歳出、歳入の両面において、国対地方は概ね 4 : 6 となっている。
- しかし、国と地方を合わせた租税総額と歳出総額はアンバランスであり、このアンバランスを解消していくことが重要。



財政健全化に向けた枠組み

- 地方公共団体の中には、「財政健全化条例」を定め、財政運営の数値目標や財政収支見通しの作成などを義務付けた上で、中長期的な視点に立った財政運営に努めている団体も存在。

◆ 財政運営基本条例制定団体一覧

団体名	条例名	施行年月	中期財政見通し			他計画の中期財政見通しへの反映			財政運営の数値目標
			策定及び公表	策定のみ	規定なし	義務付け	努力義務	規定なし	
福島県本宮市	本宮市自主的財政健全化に関する条例	H20.3			○				
岐阜県多治見市	多治見市健全な財政に関する条例	H20.4	○			○			○
富山県滑川市	滑川市健全な財政に関する条例	H23.3	○			○			○
大阪府	大阪府財政運営基本条例	H24.2	○					○	○
埼玉県富士見市	富士見市健全な財政運営に関する条例	H24.4	○			○			○
岐阜県関市	関市健全な財政運営に関する条例	H24.5	○			○			○
茨城県龍ヶ崎市	龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例	H24.10	○			○			○
埼玉県和光市	和光市健全な財政運営に関する条例	H25.4	○				○		○
大阪府箕面市	箕面市財政運営基本条例	H26.3	○					○	○
大分県豊後大野市	豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例	H26.4	○					○	
神奈川県横浜市	横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例	H26.6			○				○
佐賀県上峰町	上峰町健全な財政運営に関する条例	H27.4		○		○			
東京都国立市	国立市健全な財政運営に関する条例	H28.4	○				○		
大阪府池田市	池田市健全な財政運営に関する条例	H28.4	○					○	
滋賀県草津市	草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例	H29.4	○					○	○
千葉県富津市	富津市健全な財政運営に関する条例	H29.9	○				○		
千葉県流山市	流山市健全財政維持条例	H30.4	○					○	○
神奈川県南足柄市	南足柄市健全な財政に関する条例	H30.4	○				○		○
大阪府門真市	門真市健全な財政に関する条例	H31.4	○					○	
大阪府泉南市	泉南市健全な財政運営に関する条例	H31.4	○					○	
兵庫県川西市	川西市財政健全化条例	R2.4	○			○			○
計			18	1	2	7	4	8	13

(出所) 地方公共団体金融機構「地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書」(平成30年6月)、各地方公共団体HPをもとに作成。

- 西寺雅也 元多治見市長
「自律自治体の形成を求めて」

2000年代に入ってから、その後起こるだろう財政危機は構造的なものであると考えるようになった。・・・財政危機への対策が継続的に行われるように、条例化することを決定してから退任した。その後、健全な財政に関する条例が制定された。・・・条例の趣旨は、数値目標を用いて財政の健全化を維持していこうといったものである。・・・

財政が縮小していくという現状を考慮すると、従来から実施している事務事業をどのようにしていくかが問題となる。・・・政策選択に当たっては、政策を減らすことが求められるが、これはなかなか難しい。他方で、新しい時代に対応して、新しい政策を実施することも必要である。

行政は、政策選択について市民や議会との合意形成をいかに図るかということが課題となる。・・・

(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「季刊 政策・経営研究 2010 vol.1」

地方公共団体の長期推計等の例

- 人口減に伴う税収減、高齢化による社会保障経費の増といった見通しを率直に示したうえで、歳入増、歳出削減に向けた改革の必要性が提起されている。
- 地方公共団体に求められる標準的な財政需要の「標準」とは何かを時代に合わせて考えていく必要。

横浜市長期財政推計（令和3年1月）

将来人口推計（高位・中位・低位）も活用し、2065年までの長期推計を策定。

社会保障経費推計

（単位：億円）

		区分（15年ごと）平均増減額/年度		推計期間平均/年度	
		2021-2035	2036-2050	2051-2065	2021-2065
生活支援	高位	25.5	10.2	▲ 10.2	8.5
	中位	22.4	9.2	▲ 11.3	6.8
	低位	19.1	8.3	▲ 12.2	5.1
保険・医療費 繰出金	高位	17.7	10.8	▲ 8.9	6.5
	中位	14.7	9.9	▲ 9.8	4.9
	低位	11.6	8.9	▲ 10.7	3.3
児童福祉	高位	41.1	▲ 8.7	▲ 1.9	10.1
	中位	18.9	▲ 17.5	▲ 20.2	▲ 6.3
	低位	▲ 5.5	▲ 24.0	▲ 31.6	▲ 20.4
障害者福祉	高位	35.5	24.9	27.7	29.4
	中位	32.7	20.1	18.2	23.6
	低位	29.9	15.7	10.1	18.6

税収推計

（単位：億円）

		区分（15年ごと）平均増減額/年度		推計期間平均/年度	
		2021-2035	2036-2050	2051-2065	2021-2065
個人市民税	高位	▲ 31.5	▲ 23.9	▲ 10.7	▲ 22.0
	中位	▲ 32.3	▲ 26.9	▲ 17.8	▲ 25.7
	低位	▲ 33.2	▲ 29.7	▲ 24.5	▲ 29.2
法人市民税	高位	▲ 8.3	1.4	1.5	▲ 1.8
	中位	▲ 8.3	1.4	1.5	▲ 1.8
	低位	▲ 8.3	1.4	1.5	▲ 1.8
固定資産税	高位	4.5	▲ 6.5	▲ 8.9	▲ 3.6
	中位	3.5	▲ 10.1	▲ 13.2	▲ 6.6
	低位	2.4	▲ 13.3	▲ 17.4	▲ 9.4

収支差推計

（単位：億円）

	2021年度	2030年度	2040年度
高位推計		▲ 820	▲ 1640
中位推計	収支均衡	▲ 702	▲ 1443
低位推計		▲ 570	▲ 1250
	2050年度	2060年度	2065年度
高位推計	▲ 2037	▲ 2192	▲ 2311
中位推計	▲ 1887	▲ 2015	▲ 2166
低位推計	▲ 1724	▲ 1879	▲ 2043

- 収支差は短期的には改善するものの、2065年度まで年々拡大すると推計
- これまでは、保有土地の売却収入や基金の取崩し、財源の年度間調整額の確保により、臨時的な一般財源も確保し、毎年度、400億円から500億円程度の財源対策を講じた。さらに、2020、2021年度には、財政目標を変更し、「さらなる赤字地方債（コロナ対策）」を695億円活用することにより、財政収支均衡を図った。今後は、売却可能用地や財政調整基金残高の減少等により、臨時的な財源に頼ることが難しい状況

横浜市中期4か年計画2018～2021（平成30年10月）

2030年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間（平成30年-33年）の38の政策、行財政運営で構成。

<計画的な市債活用による一般会計が対応する借入金残高の管理>

	指標	直近の現状値	目標値（33年度末）	所管
計画的な市債発行を通じた借入金残高の適切な管理				
1	横浜方式のプライマリーバランス	60億円の黒字（29年度現計）	「4か年（30～33年度）通期」での均衡確保	財政局
2	一般会計が対応する借入金残高	3兆1,549億円（29年度末）	29年度末残高の水準以下	財政局

<財政の安定的な確保による財政基盤の強化>

	指標		直近の現状値（29年度）	目標値（33年度末）	所管
1	未収債権額全体（一般会計・特別会計）		261億円	220億円	財政局
2	収納率 [※] （現年度分と滞納繰越分の合計値）	国民健康保険料	86.2%	91.3%	健康福祉局
		市税	99.2%	99.3%	財政局
		介護保険料	97.0%	98.1%	健康福祉局
		保育料	97.6%	98.2%	こども青少年局
		後期高齢者医療保険料	98.8%	98.9%	健康福祉局

<効率的な財政運営の推進>

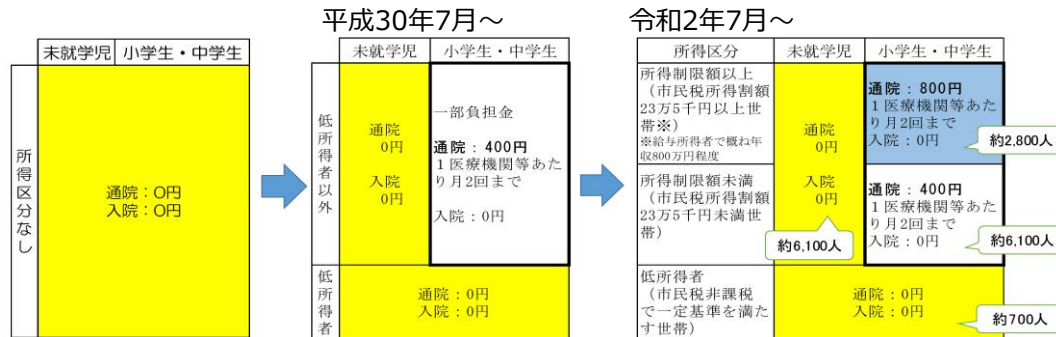
	指標	直近の現状値	目標値（33年度末）	所管
1	経費の縮減・財源の確保	▲420億円の収支不足額を解消し、30年度予算を編成	財政見通しの収支不足額 [※] を解消し、計画を推進	財政局、政策局、総務局、全区局
2	新たな発想に基づく多様な公民連携手法・民間資金活用額の検討・導入（一部再掲：行政運営4）	検討（29年度）	導入	政策局、全区局

※本計画期間中の見通し（H31:▲500億円、H32:▲370億円、H33:▲410億円）

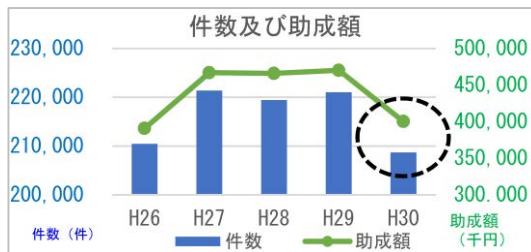
将来見通しを踏まえた改革の取り組み例

- 兵庫県三田市では、今後の財政の見通しも踏まえ、0歳から中学3年生までの所得制限なしの医療費助成制度を改正し、一部について負担金を導入。
- 新潟県では、厳しい財政状況を踏まえ、県と職員団体との合意により、職員給与の臨時的削減を4年間（R2～5）実施。

◆ 兵庫県三田市（子ども医療費助成の見直し）



（出所）三田市「こども医療費助成制度の改正後の取組等について」等をもとに作成



平成27年度に実施した中学生通院無償化により、助成額は4億7千万円規模となっていたが、平成30年度からの一部負担金導入により、助成額は4億円規模に戻り、件数ともに平成26年度の水準に近い数値となっている。

（出所）三田市「こども医療費助成制度の改正後の取組等について」

<森 三田市長の市議会答弁> (平成29年3月8日)

今後の市財政状況の見通しにつきましては、・・・厳しい財政状況が続いていくものと見込んでおります。・・・医療費の無償化は、過剰な受診を招き、子育て支援医療費助成の更なる増大につながることも懸念されます。・・・こうした状況を踏まえ、将来に負担を先送りすることなく、制度の持続性を維持、継続できる仕組みに再構築するとともに、・・・集中と選択による効率的かつ効果的な事業を図っていく必要があると考えております。

◆ 新潟県（人件費の削減）

- 厳しい財政状況を踏まえ、職員給与の臨時的削減を実施（令和5年度まで）

			▲47億円
対 象	内 容	R 2 縮減額	
特別職	知事	給料20%、期末手当20%	▲6億円 ※1
	副知事等	給料15%、期末手当15%	
一般職	部長等	給料10%、期末・勤勉手当10%、管理職手当10%	▲41億円
	課長級（所属長）	給料 5%、期末・勤勉手当 5%、管理職手当 5%	
	課長級（所属長以外）	給料 5%、期末・勤勉手当 5%、管理職手当 5%	
	その他職員	給料 1.5～2.5%※2、期末・勤勉手当 3%	

※1 県議会議員の報酬削減を含む ※2 令和5年度は1.5～2.0%

- 新たな行政需要に的確に対応しつつ、外部委託や民営化の推進など、業務の見直しに合わせた適切な定員管理に取り組み、職員の適正配置等により定員を削減（▲270人程度（知事部局▲60人程度、教育委員会▲210人程度）） ▲13億円
- 効率的で質の高い働き方に向けた取り組みと業務マネジメントの強化により、時間外勤務を縮減し、時間外勤務手当を毎年度5%削減 ▲1億円
- 退職見込者数の増による退職手当の増 +22億円

1． 地方財政対策等の概要

2． 地方における歳出改革に向けた取組

3． 行政の効率化①（スマート自治体）

4． 行政の効率化②

地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

- 令和7年度までに、地方公共団体の主要な17事務に係る情報システムの標準化・共通化を目指すため、
 - ・ 令和2年度3次補正予算で必要な経費を措置するとともに、
 - ・ 標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を令和3年通常国会に提出。
- 行政サービスの質の向上と効率化を同時に図るため、システムの標準化・共通化と業務プロセスの見直しに取り組み、歳出面でも、システム経費の削減にとどまらず、業務見直しによる幅広い効率化を図るべき。

予算措置の概要 (令和2年度第3次補正予算)

- ❑ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、令和7年度までの時限の基金を創設。（1,509億円）
- ❑ 地方公共団体に対して、基金を通じ、基幹系情報システム（住基・税・社会保障等）について、クラウド上のシステムへの移行準備経費や、データ移行等に要する経費を支援。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の概要

- ❑ 政府が基本方針を作成。所管大臣が情報システムの標準化のための基準を策定。
- ❑ 地方公共団体の情報システムは基準に適合したものでなければならない。
- ❑ 地方公共団体は、クラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- ❑ 国は、必要な財政措置を講ずるよう努める。 等

目指すべき効果等

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）（抄）

標準化・クラウド化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度までに平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。（中略）

情報システムの標準化によって、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化などの成果を得るためには、各地方公共団体において、標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化などに、全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要である。

マイナンバーカードの取得率

- マイナンバーカードの普及により、行政サービスの質の向上・効率化が期待されるが、カード取得率は、地方公共団体によって大きな開きが存在。取得率の高い団体の例も参考に、取得率の向上により一層取り組むことが重要。
- 交付率が高い地方公共団体では、例えば、地方公共団体独自でマイナンバーカードを利用した電子申請を導入したり、職員が商業施設等に出向いて申請手続きのサポートを実施。

◆ 市町村における人口に対するマイナンバーカード交付枚数率上位団体

【市・特別区】

団体名	人口 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R3.4.1時点】	人口に対する 交付枚数率
石川県加賀市	66,350	42,476	64.0%
宮崎県都城市	164,506	91,078	55.4%
高知県宿毛市	20,211	10,887	53.9%

【町村】

団体名	人口 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R3.4.1時点】	人口に対する 交付枚数率
新潟県粟島浦村	340	253	74.4%
長野県南牧村	3,113	1,747	56.1%
大分県姫島村	1,991	1,099	55.2%

➡ 他方、1,741団体中、30団体が交付枚数率10～15%、272団体が交付枚数率15～20%（市区町村合計）。

（出所）総務省HP

◆ 石川県加賀市の例

「加賀市はITなどの先進技術で社会課題を解決していく『スマートシティ』を目指し、さまざまな事業を展開しています。マイナンバーカードは、このスマートシティの基盤となるものとして、期待されています。すでに、加賀市独自でマイナンバーカードを利用した行政サービスの電子申請も始まっています。」



◆ 宮崎県都城市の例

「市では、マイナンバーカードの普及促進のため、「都城方式」と呼ばれる独自の取り組みを展開。スマートフォンなどのデジタル機器を使い慣れていない人を取り残さないため、タブレット端末を活用して、職員が商業施設や自治公民館などに出向いて申請手続きをサポートしています。

このほか、国のモデル事業として、ハローワークや運転免許センターで出張申請補助を行うなど、全国初の取り組みを進めています。」

（出所）広報 都城 令和2年12月号

（出所）広報かが 令和2年10月号・令和3年1月号

窓口業務の民間委託、総合窓口化、庶務業務の集約化等の実施状況

- 窓口業務の民間委託、総合窓口化、庶務業務の集約化等の実施が進んでいるが、更なる推進による業務効率化の努力が必要。

窓口業務の民間委託の実施状況

平成31年4月1日時点

総務省資料

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	425団体	1,741団体	24.4%
指定都市	18団体	20団体	90.0%
特別区	20団体	23団体	87.0%
中核市	48団体	58団体	82.8%
指定都市・中核市以外の市	249団体	714団体	34.9%
町村	90団体	926団体	9.7%

(※) 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体数

総合窓口の導入状況

平成31年4月1日時点

住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から1部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組。

	導入団体数	市区町村数	割合
全市区町村	236団体	1,741団体	13.6%
指定都市	9団体	20団体	45.0%
特別区	7団体	23団体	30.4%
中核市	18団体	58団体	31.0%
指定都市・中核市以外の市	118団体	714団体	16.6%
町村	84団体	926団体	9.1%

庶務業務の集約化に関する実施状況について

平成31年4月1日時点

人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。

	導入団体数	市区町村数	割合
都道府県	46団体	47団体	97.8%
全市区町村	515団体	1,741団体	29.6%
指定都市	17団体	20団体	85.0%
特別区	23団体	23団体	100.0%
中核市	34団体	58団体	58.6%
指定都市・中核市以外の市	280団体	714団体	39.2%
町村	161団体	926団体	17.4%

税の徴収率と一人あたり行政コスト

- 地方税の未徴収額は、徴収率の向上等により低下傾向にあるものの、未だ年間2,500億円程度生じており、平成30年度末残高は8,200億円程度。
 - 住民あたりの行政経費は地方公共団体によって大きな開きが存在※。高コストとなっている団体は、行政経費を低く抑えている団体を参考に、歳出改革に取り組む必要。
- ※地理的条件、政令指定都市の有無といった要因には留意が必要。

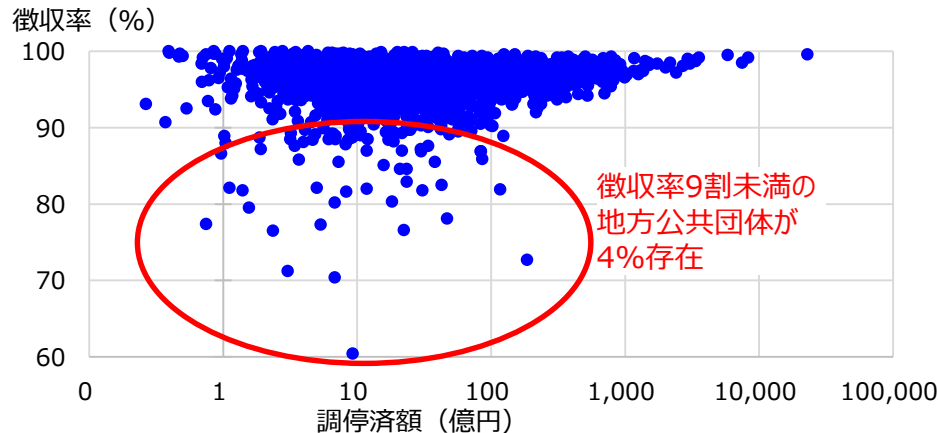
◆ 地方の税徴収率と未徴収額

【単位：億円】

区 分	現年課税未徴収額（下段括弧書きは徴収率）					現年＋滞納繰越 未徴収額（H30）
	H26	H27	H28	H29	H30	
道府県税	1,267 (99.2%)	1,080 (99.4%)	984 (99.5%)	869 (99.5%)	842 (99.5%)	2,345 (98.7%)
市町村税	2,342 (98.9%)	2,044 (99.0%)	1,843 (99.1%)	1,680 (99.2%)	1,621 (99.3%)	5,821 (97.5%)
合 計	3,609	3,124	2,828	2,549	2,464	8,167

（出所）地方税に関する統計等（総務省HP）より作成。

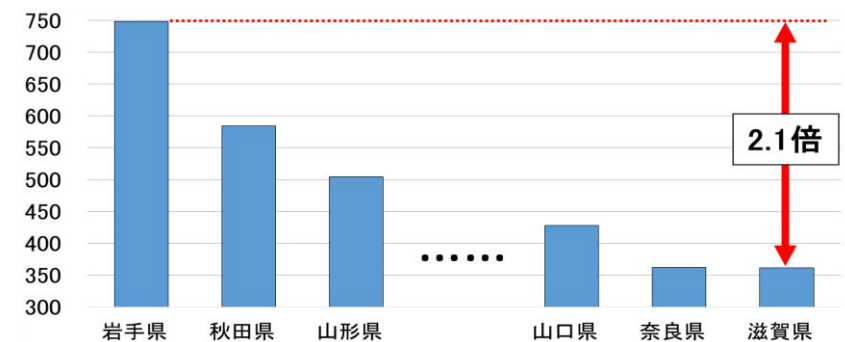
◆ 市町村別税徴収率（H30現年課税＋滞納繰越分）



（出所）地方税に関する統計等（総務省HP）より作成。

◆ 住民1人当たり行政コスト（住民100～150万の都道府県比較）

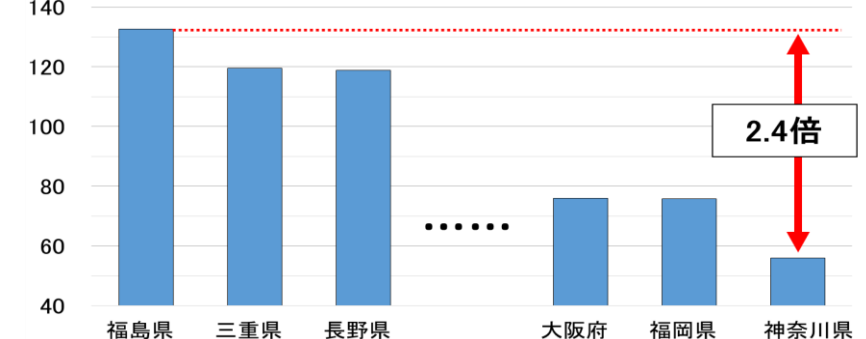
1人あたり行政コスト（千円）



※1人あたり行政コスト＝H30年度歳出決算額／都道府県人口
（出所）平成30年度財政状況資料集（総務省HP）より作成。

◆ 住民1人当たり人件費（財政力指数0.5～1.0の都道府県比較）

1人あたり人件費（千円）



※1人あたり人件費＝H30年度人件費決算額／都道府県人口
（出所）平成30年度財政状況資料集（総務省HP）より作成。

- 1． 地方財政対策等の概要
- 2． 地方における歳出改革に向けた取組
- 3． 行政の効率化①（スマート自治体）
- 4． 行政の効率化②

地方単独事業の見える化（①）

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。
- 地方単独事業（ソフト）の決算額内訳が示されたことは、「見える化」の観点から重要な一歩であるものの、公表された内容はデータのみであることから、政策効果について言及するなど見える化された情報を活用していくべき。
- 「見える化」にあたっては、令和２年度から制度が開始された会計年度任用職員に係る経費や、地方公共団体の業務システムの統一・標準化への対応として情報システムに要する経費などの施策横断的な経費についても対応していく必要。

◆ 地方財政計画（令和３年度）

歳出 89.6兆円

給与関係費 20.2兆円	
一般行政経費（補助等） 24.4兆円	
一般行政経費（単独） 14.8兆円	枠 計 上
まち・ひと・しごと創生事業費 1.0兆円	
地域社会再生事業費 0.4兆円	
地域デジタル社会推進費 0.2兆円	
投資的経費（補助等） 5.7兆円	
投資的経費（単独） 6.2兆円	
公債費 11.6兆円	
その他 5.1兆円	

◆ 地方単独事業（ソフト）の決算額（平成30年度）

合計 21.8兆円

民生費 6.5兆円	
社会福祉費 2.6兆円	
老人福祉費 2.0兆円	
児童福祉費 1.9兆円	
商工費 3.9兆円	
教育費 3.5兆円	
衛生費 2.7兆円	
総務費 2.7兆円	
その他 2.4兆円	

（主なもの）

・国保事業（含む法定外一般会計繰入金0.3兆円）	1.6兆円
・後期高齢者医療 ・介護保険	0.9兆円 0.5兆円
・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ） ・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.1兆円）	0.7兆円 0.3兆円
・制度融資	2.7兆円
・学校給食費 ・私立高校助成費 ・学校施設管理（小中高）	0.6兆円 0.3兆円 0.3兆円
・廃棄物対策事業（産業廃棄物対策・ゴミ収集等） ・公立病院等	1.0兆円 0.3兆円
・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.3兆円） ・庁舎管理	0.6兆円 0.3兆円

（施策横断的経費）

会計年度任用職員に要する経費
情報システムに要する経費
等

（注１）金額は都道府県・市町村の純計額

（注２）会計年度任用職員とは一会計年度を越えない範囲内でおかれる非常勤職員

（出所）地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区別決算額（平成30年度）」をもとに作成

※ 令和２年度徴収猶予の特例分（0.2兆円）を除いている。

地方単独事業の見える化（②）

- 地方創生や地域社会のデジタル化の推進といった政策目標の達成につながっているか検証すべく成果の見える化を行いつつ、地方公共団体の努力を短期集中的に支援していく枠組みを徹底すべき。

◆ まち・ひと・しごと創生事業費 1兆円

① 地方の元気創造事業費：4,000億円程度（うち100億円程度は特別交付税）

行革努力分：2,000億円程度の指標	地域経済活性化分：1,900億円程度の指標
ラスパレス指数、経常的経費削減率、地方税徴収率、業務システムに対するクラウド導入率	第一次産業（農業）産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数、若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数、一人当たり県民所得（地方税収）

② 人口減少等特別対策事業費：6,000億円程度

取組の必要度：3,600億円程度の指標	取組の成果：2,400億円程度の指標
人口増減率、転出入者人口比率、年少者人口比率、自然増減率、若年者就業率、女性就業率、有効求人倍率、一人当たり各産業の売上高	人口増減率、出生率、年少者人口比率、東京圏への転出入人口比率、転出入者人口比率、県内大学・短大進学者割合、新規学卒者の県内就職割合、若年者就業率、女性就業率

◆ 地域社会再生事業費 4,200億円

人口構造の変化に応じた指標	人口集積の度合いに応じた指標
人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少比率	非人口集中地区人口比率

◆ 地域デジタル社会推進費 2,000億円

地域住民を主な対象とする取組に係る指標	地域企業を主な対象とする取組に係る指標
高齢者人口、障害者手帳交付台帳登載人口	事業所数、一次産業事業所数、中小企業数

公共施設等の適正管理

- 令和3年度中に公共施設等総合管理計画の見直しを行い、長寿命化対策の効果額等を計画に盛り込むよう通知が行われたことは前進。地方公共団体は、コスト等をより一層意識した計画の作成・実施を行っていくべき。
- その際、複合化・共用化などを含めた部局横断的な実効計画を作成し、コストの最適化を図る必要。

◆ 令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年1月26日 総務省自治財政局財務調査課長通知）抄

第一 総合管理計画の見直しについて

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

1 必須事項

② 維持管理・更新等に係る経費

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針
- ・ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

① 数値目標

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
- ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

◆ 公共施設等総合管理計画における維持管理・更新等に係る経費の記載状況（令和2年3月31日時点）（団体数）

区分	現在要している維持管理経費	施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	長寿命化対策を反映した場合の見込み	長寿命化対策による経費削減効果額
都道府県（47団体）	25（53%）	39（83%）	23（49%）	18（38%）
指定都市（20団体）	19（95%）	17（85%）	19（95%）	12（60%）
市区町村（1,719団体）	1,463（85%）	1,619（94%）	513（30%）	408（24%）

◆ 公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルの記載

計画によって項目の記載内容にばらつきがある。例えばPDCAサイクルの推進方針の記載を見ると、A県では個別施設計画の毎年の検証や公共施設等管理計画を5年目途で評価を行うことが規定されている。

一方、B県ではPDCAサイクルの実施について規定されているものの、実施期間等の具体的な内容については記載されていない。

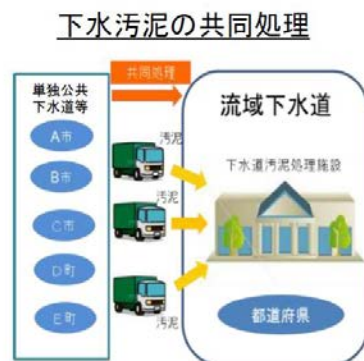
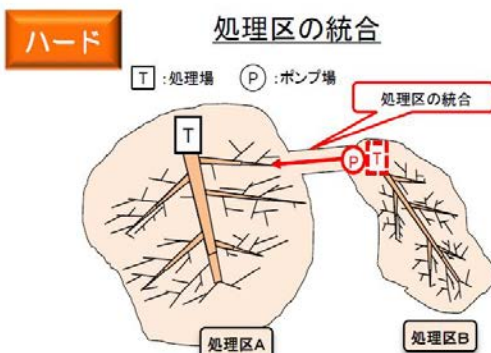
	公共施設等管理計画の記載
A県	毎年度、個別施設計画の策定・実施状況等の検証を行うとともに、概ね5年を目途に計画的な管理に関する基本的な方針に対する取組状況について評価を行い、必要に応じて本方針を見直すなど、PDCAサイクルの手法を活用した継続的な取組を行う。
B県	PDCAサイクルを活用し、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら、継続的な取組を行う。

下水道事業の広域化等の取組

- 人口減少に伴う使用料収入の減少や既存施設の更新需要の高まりは、多くの下水道事業が直面している課題。特に、人口減少が著しい地域の中小規模の公営企業においてはより深刻であり、将来にわたって住民サービスの提供を続けていくことは、ますます厳しくなる見込み。
- 下水道処理という公的機能を今後も維持するには、既存事業の単なる延命にならないよう、広域化・共同化計画の策定及びその実行を通じて、施設のダウンサイジング、経営の効率化を一層進めていく必要がある。

◆ 下水道事業における広域化・共同化のパターン

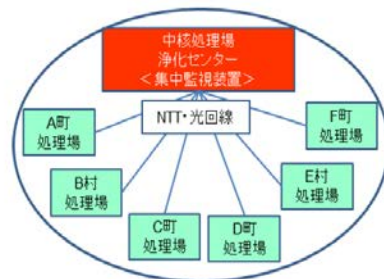
国交省資料



ソフト 維持管理業務の共同化



ICT活用による集中管理



◆ A市における広域化の事例

【取組の概要】

供用開始から約20年を迎え、老朽化に伴う更新時期を迎えていた2か所の農業集落排水について、**終末処理場を廃止**し、公共下水道へ接続するための中継ポンプ場に改築。

【取組の効果】

- ・ 処理場改築費 ▲21,086 千円/年
- ・ 統合建設費 + 4,313 千円/年
- ・ 維持管理費 ▲10,313 千円/年

削減効果額 ▲27,086 千円/年

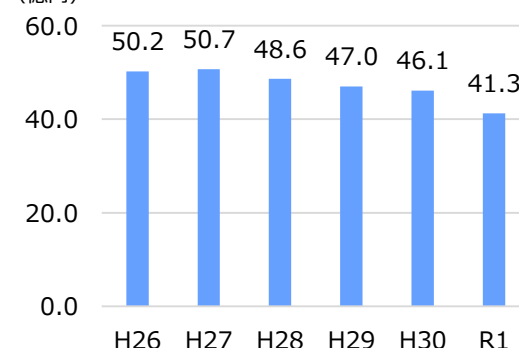
(出所) 総務省「下水道事業・先進的取組事例集」

◆ 改革工程表2020における記載

都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様な P P P / P F I の活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。

規模データ	人口(人)	面積(ha)	密度(人/ha)
行政区域内	204,785	57,299	3.6
処理区域内(公共下水道)	152,213	4,339	35.1
処理区域内(農業)	23,274	1,281	18.2

◆ A市の下水道事業への繰出金の推移(億円)



(出所) 総務省「地方公営企業決算状況調査」(年度)

(参考) 都市構造の再構築と地域の稼ぐ力の向上等に向けた新たな試み

- 民間の活力資金を活かしつつ、公共空間の活用等により賑わいを創出し、地域の「稼ぐ力」を高め、地域再生の実現を図る取組み（エリアマネジメント活動、L A B V※ 等）が進められており、成果が期待される。

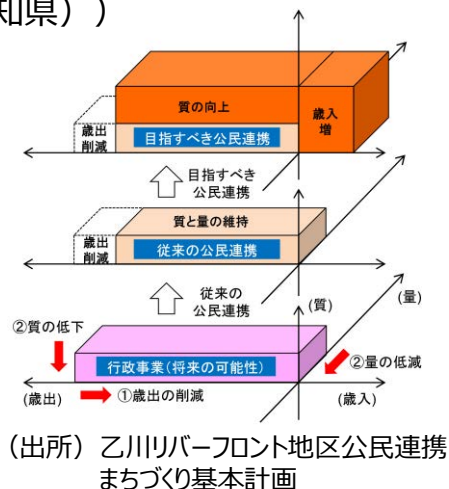
※LABV（Local Asset Backed Vehicle）：地方公共団体等が公的不動産を現物出資し、民間事業者が現金等を出資するとともにノウハウを提供することで新たな事業体を設立し、当該事業体を活用して公的不動産の有効活用を図る方式。

◆エリアマネジメント活動の例（岡崎市（愛知県））

公民連携まちづくり「QURUWA戦略」として、

- ・ウォカブル区域内の拠点間の回遊の誘導、
- ・街路空間の活用におけるエリアマネジメントの推進、
- ・かわまちづくりにおける民間事業者によるコンテンツの提供 等

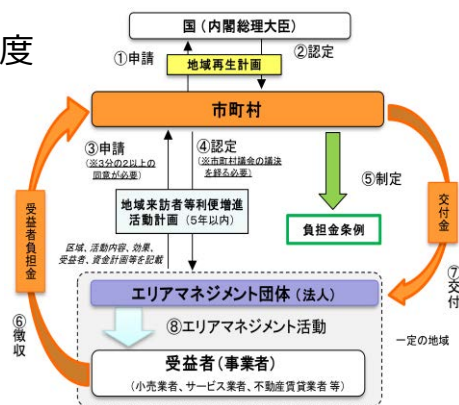
を実施し、民間主導の稼ぐ力の活用に向けた環境を整備。



(参考) 地域再生エリアマネジメント負担金制度

エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用について、市町村が、

- ・その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から市町村が徴収し、
※ 3分の2以上の事業者の同意が要件
- ・これをエリアマネジメント団体に交付



◆L A B V活用の例（山陽小野田市（山口県））

- ・市が市有地を現物出資し、民間事業者が資金等を出資して共同事業体を設立。L A B Vを活用して、民間が主導するまちづくりを市が支援。
(令和3年度に事業計画の策定がなされる予定。)

